

令和5年第 11回
総会
11月

白井市農業委員会会議録

令和5年11月7日 開会

令和5年11月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和5年11月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和5年度第4次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

12月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 11月21日火曜日
- ・事前審査会(案) 11月28日火曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 12月5日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

先月のブロック別研修会、大変お疲れさまでございました。

また今日、夏日の予想になっていたのですけれども、体調面に関しては、11月の夏日というのは余り聞かないみたいなので、体調面に関して十分に注意していただきたいと思います。ぜひ、よろしくお願いします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和5年11月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番、中嶋健次委員、5番、五十嵐玲子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので
提出いたします。

令和5年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、中字鶴喰の1筆です。

地目は畑。

地積は424平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおりでございます。

申請事由は所有権移転の売買になります。

2番、根字下郷谷の3筆です。

地目は3筆とも畑です。

地積は3筆合計で742平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は所有権移転の贈与になります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。
山崎正司委員。

山崎正司委員 議案第1号、1番、3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は権利者、義務者の代理人が出席されました。

申請地は市役所から北北西に2.9キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、梨を作付中であります。

進入路については、市道により確保されております。

申請理由については、隣接する義務者の農地を測量した結果、測量図が公図と違っ
ていたため、権利者が義務者の農地を売買することとなりました。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している農機具はトラクター2台、スプレイヤー1台、コンバイン1

台、貨物自動車2台、農機具はそろっております。

労働力は本人と妻、子供の3人で農業に従事しております。

年間従事日数ですが300日、技術力もあります。

現在所有している農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

山崎正司委員 それでは、議案第1号、2番についてです。

3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は2番です。

当日は権利者の方が出席されました。

申請地は市役所から北北東に1.2キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、梨を作付中であります。

進入路については、市道により確保されております。

申請理由については、義務者の方は障害があり農業ができなくなったため、姪である権利者の農地を贈与することになったようです。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している農機具はトラクター2台、スプレイヤー1台、乗用草刈機1台、運搬車1台、農機具はそろっております。

労働力は本人と夫、母と3人で農業に従事しております。

年間従事日数ですが300日、技術力もあります。

現在所有している農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いします。

小林幸子委員 推進委員の小林です。

班長さんのほうから説明がありましたとおり、権利者の方にお聞きしましたところ、今回測量を新たに行った結果、実態と少し違うということで、公図上と違いがありまして、その部分を実態に合わせて今回購入をするようになったということでした。

以上です。

中 村 会 長 2番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 白井、復担当の推進委員の秋本です。

山崎事前審査班長の報告のとおり、特にないのですが、当日権利者の方がよく説明をされていたので、その中で、現在3名でやっておるのですが、当面はこの3名でいけると、その後はお子さんがおって、そういう流れでこの後はいけるだろうということで、しっかりと農業をできるということで、問題はありません。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

2番について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番を許可することに可決いたします。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和5年11月7日提出。
白井市農業委員会会長、中村教雄。
1番、根字北口の1筆です。
地目は畑です。
地積は2,003平方メートル。
権利者は記載のとおり。
義務者も記載のとおりでございます。
申請事由は所有権移転、資材置場ということです。
2番、河原子字大割の1筆です。
地目は畑です。
地積は1,167平方メートルの内338.01平方メートル。
権利者は記載のとおり。
義務者も記載のとおりです。
申請事由は賃借権設定、駐車場になります。
以上でございます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

山崎正司委員。

山崎正司委員

1班班長、山崎です。
それでは、議案第2号、1番について5条申請に関わる調査報告を行います。
資料は3番です。
当日は権利者、義務者の代理人の方が出席されました。
まず、立地基準ですが、申請地は市役所から西北西に1.8キロメートルに位置しております。
市道に面しており、進入路は確保されております。
現地調査した結果、農地区分としては第2種農地として判断いたしました。
転用目的ですが、権利者はいろいろな業種を経営しておりますが、土木部門の事業所からも近く、業務の増加への対応が可能な建設資材の置ける場所として当該土地を申請いたしました。
次に、一般基準ですが、本申請は車両置場と建設資材置場用地ということですが、申請面積は2,003平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われれます。
資金は自己資金で賄う計画です。

周辺農地への影響ですが、隣接地との境界線については、事業地側に60センチの垣を設け、防護ネットを設置することを近隣の農地所有者に説明したということです。

防災計画については問題が生じた場合、速やかに事業計画者並びに施工業者が問題解決に当たります。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから立地基準、一般基準とも何ら問題ないと思われま

次に、議案第2号、2番について5条申請に関わる調査報告を行います。

資料は4番です。

当日は権利者、義務者の代理人の方が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北に2.6キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、権利者は自動車整備業を経営しておりますが、業務の拡大とともに整備車両の置場として当該土地を申請いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は車両置場用地ということですが、申請面積は338平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われま

また、資金は自己資金で賄う計画です。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから立地基準、一般基準とも何ら問題ないと思われま

事業計画は以上ですが、40年前に権利者と義務者の父との間で、農地法を考えず違反転用をしてしまったため、4の16ページに始末書が添付されております。

以上です。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございました。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いいたします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

義務者に会って事情を聞いてきました。

義務者さんの家で、農家で梨農家をやっていたのですけれども、もう高齢になって全部伐採してやめたそうです、農業。

それで、この申請地なのですけれども、野菜作付してあったのですけれども、エダマメとサツマイモかな。

それを自分で耕作しないで、近隣の人に貸して作付してもらっていたそうです。

ところが、そこの家の人に、正式な農家じゃなくて、土地を買わないかということで話したら、高いので買えないということで。知り合いの不動産屋に、この土地何とか

ならないかといって声をかけていたら、この権利者が、土地が欲しいということで現れて、そちらと話し合っただけで売るといって決めたそうです。

本人は子供がいるのですけれども、農業をせずに勤めているので、もう農業はやらないということで、もうやめていいということで子供とも話し合っているそうです。

それだけです。

以上です。

中 村 会 長 2番について、最適化推進委員の石井修一委員、お願いいたします。

石井修一委員 推進委員の石井です。

昨日、権利者に直接会って、40年ほど前に口約束で借りたということなので、どうして今頃こういういきさつになったのと聞いたら、相手方がもう相続の関係で、農業もやらないでということから申請に至ったように話を聞きました。

推進委員からは以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

次に、議案第3号 令和5年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 令和5年度第4次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和5年度第4次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和5年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和5年度第4次農用地利用集積計画一覧表（案）です。

1番、名内字塚田の6筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は3,069平方メートル。

設定する権利は、種類が使用貸借権。

内容が普通畑。

期間は3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は281アールで更新になります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 農用地利用集積計画については、事前審査会の対象外でございますので審査班長の報告はございません。

1番については更新ですので、地区担当委員の説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和5年度第4次農用地利用集積計画の決定についての採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第3号 令和5年度第4次農用地利用集積計画の決定について承認することに可決いたします。

続きまして、議案第4号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

6ページを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について。

下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願がありましたので提出いたします。

令和5年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、富士字栄の1筆です。

地目、現況とも畑。

地積は5,273平方メートル。

申請人は記載のとおりです。

申請理由は生産緑地解除申請のためでございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので審査班長の報告はございません。

地区担当の委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

最適化推進委員の伊藤 治委員、お願いいたします。

伊藤 治委員 根、富士地区担当推進委員の伊藤です。

代理人にお伺いしました。

申請者は高齢であり、診断書にあるとおり、農地を活用することができない状況でありました。

また、御子息はいますが、他業種の仕事をされているため後継することができないので、今回の申請に至ったそうです。

以上です。

中村会長 続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第4号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について承認することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について、下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和5年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

8ページを御覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出になります。

続きまして、9ページを御覧ください。

9ページにつきましても農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出になります。

続きまして、10ページを御覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、11ページを御覧ください。

こちらは軽微な農地改良の届出になります。

続きまして、12ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和5年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

こちらにつきましても合意解約の届出になります。

専決処分の報告につきましても、以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、

報告・協議事項の(2)その他になります。

12月の事前審査会、総会の日程について。

申請の締切が11月21日火曜日、事前審査会が11月28日火曜日。

第2班が担当となります。

午前9時から本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会につきましては、12月5日火曜日、午後4時から本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人